

告 示

埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び」を「、県議会議員又は」に改め、「第三号」を「第四号まで」に改める。

別記第八号様式その二の備考3中「衆議院議員選挙」の次に「及び県議会議員選挙」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の公職選挙法及び同法施行令等執行規程の規定は、施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙から適用し、施行の日の前日まではその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。